

令和 6 年

富岡町議会会議録

第 5 回臨時会

11 月 26 日開会・閉会

富岡町議会

令和6年第5回富岡町議会臨時会会議録目次

第1日 11月26日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時00分）	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○臨時会招集理由の説明	3
○議案第61号 専決処分の報告及びその承認について	4
○議案第62号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	6
○議案第63号 工事請負契約の変更について	10
○閉会の宣告	15
閉 会（午前 9時52分）	15

第 5 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和6年第5回富岡町議会臨時会

議事日程 第1号

令和6年11月26日(火) 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 臨時会招集理由の説明
日程第4 議案第61号 専決処分の報告及びその承認について
日程第5 議案第62号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第63号 工事請負契約の変更について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番	安藤正純君	2番	辺見珠美君
3番	平山勉君	4番	佐藤啓憲君
5番	渡辺正道君	6番	高野匠美君
7番	宇佐神幸一君	8番	高橋実君
9番	渡辺三男君	10番	堀本典明君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	斉藤一宏君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君

税務課長	大 館 衆 司 君
住民課長	篠 田 明 拓 君
福祉課長	飯 塚 裕 之 君
健康づくり課長	黒 澤 真 也 君
生活環境課長	猪 狩 力 君
産業振興課長	原 田 徳 仁 君
都市整備課長	大 森 研 一 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
郡山支所長	佐 藤 邦 春 君
いわき支所長	猪 狩 直 恵 君
総務課課長補佐 兼管財係長	新 田 善 之 君
産業振興課 課長補佐	佐 藤 美 津 浩 君

○事務局職員出席者

議事 会 事務局 局長	遠 藤 博 生
議事 会 事務局 局長 兼 副 庶 務 係 長	杉 本 亜 季
議事 会 事務局 局長 兼 庶 務 係 主 事	高 橋 優 斗

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(堀本典明君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第5回富岡町議会臨時会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(堀本典明君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(堀本典明君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(堀本典明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 辺 見 珠 美 君

3番 平 山 勉 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(堀本典明君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時会招集理由の説明

○議長(堀本典明君) 次に、日程第3、臨時会招集理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長(山本育男君)登壇〕

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。開会に先立ち、この場をお借りして1点申し上げます。

10月27日夕方、当町の会計年度任用職員がいわき市四倉町細谷地内の国道6号線において、酒気帯びで普通乗用車を運転し、今月6日、酒気帯び運転の容疑で書類送検されました。このたびの不祥事により、町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。これまで機会あるごとに服務規律の確保、法令遵守の徹底について、また自動車の運転に際しては十分に注意するよう通達してきたところではありますが、改めて職員一人一人が法令遵守の重要性を自分事として捉えるよう指導し、今後二度とこのような行為を起こさぬよう、会計年度任用職員を含む全職員が公務員としての矜持をしっかりと持ち、富岡町の真の復興と創生に向けて、全職員一丸となり積極果敢に挑戦を続けるため、私が先頭に立って再発防止と信頼回復に努めてまいります。

なお、本年に入り職員による非違行為の発覚が相次いでいることから、今後一層強い意志を持って町政運営に取り組んでいかなければならないという強い決意を町民の皆様をはじめ、当町に心を寄せてくださる皆様にご理解いただくため、町長、副町長、教育長の給料月額1か月分を10分の1減額することとし、本件に係る議案を本臨時会に提出することとしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、令和6年第5回富岡町議会臨時会を開催するに当たり、招集の理由を申し上げます。本臨時会は、第50回衆議院議員総選挙の執行に必要な令和6年度富岡町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に係る専決処分の報告及びその承認についての1件、冒頭申しあげました町長、副町長、教育長の給料月額の減額措置を講ずる富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての1件、甚吾沢ため池放射性物質対策工事の変更に係る仮契約が調いましたので、工事請負契約の変更について1件の計3件について提出するものであります。

詳細については、議案審議の際にご説明申し上げますが、町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議案第61号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（堀本典明君） 次に、日程第4、議案第61号 専決処分の報告及びその承認についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第61号 専決処分の報告及びその承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年度富岡町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により本年10月9日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告及び承認を求めらるるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） おはようございます。議案第61号 専決処分の報告及びその承認についての内容を説明いたします。

今回の専決処分は、10月9日に衆議院が解散されたことに伴う、10月15日告示、10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査に係る令和6年度富岡町一般会計補正予算（第3号）であり、投票所経費や開票所経費など、選挙を執行するために必要な経費について予算補正を行ったものであります。衆議院の解散から告示日までの期間が短く、補正予算を議決いただくための議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をさせていただいたものであります。

それでは、令和6年度富岡町一般会計補正予算（第3号）予算書を御覧ください。初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。1ページをお開き願います。第15款県支出金、第3項県委託金2,005万2,000円の増額は、衆議院議員総選挙委託金2,005万2,000円の増によるものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金5,000円の増額は、選挙委託金の対象外経費5,000円の財源として財政調整基金より5,000円を繰り入れるものです。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。2ページを御覧ください。第2款総務費、第4項選挙費2,005万7,000円の増額は、選挙事務諸経費1,288万3,000円、選挙事務に係る時間外勤務手当550万円、投票所経費141万7,000円、開票所経費22万4,000円、臨時啓発費3万3,000円の予算計上により、2,005万7,000円の増額補正となったものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,005万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億222万5,000円としたものであります。

説明は以上です。ご承認方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 専決処分の報告及びその承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第62号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（堀本典明君） 次に、日程第5、議案第62号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第62号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本議案は、本年に入り職員による非違行為の発覚が相次いでいることから、町として町民の皆様に変なご心配とご迷惑をおかけしたことへのおわびの意を示すとともに、管理監督の立場にある私と副町長、教育長が今後一層強い意志を持って町政運営に取り組んでいかなければならないという強い決意を町民の皆様をはじめ、当町に関心を寄せてくださる皆様にご理解いただくため、町長、副町長、教育長の給料月額1か月分を10分の1減額すべく、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、議案第62号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例改正案は、富岡町長、副町長、教育長の給料月額を令和6年12月1日から12月31日までの1か月間、100分の10を減じた額とするための改正となります。

それでは、議案第62号別紙資料、富岡町長等の給与の特例に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表を御覧ください。現行第1条中、「平成14年4月1日」を「令和6年12月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和6年12月31日」に、「100分の5」を「100分の10」にそれぞれ改めるものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。
5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。まず、2つほど質問させていただきます。

まず、議案第62号別紙資料の件なのですが、私読み解くことができなかったのですが、この現行の平成14年4月1日から平成30年3月31日までの間、特別職の減額ということで記載されているのですが、これ直接今回のこととは関係ないのですが、この期間にどういった理由で減額をしていたのか、どういった事情でこの条例を適用したのか、それが質問1点。

あと、今回、職員の給与の減額とか懲罰とかいろいろあって記載されているのですが、特別職に関してはあくまでも関係者、当事者の判断で1か月分の今回の不祥事、管理監督等の不行き届きと今町長の説明の中にもありましたが、強い意志を示すということで、今回、提出に至ったのでしょうか、本町は本町のことですから何ともあれなのですが、例えばやはり10分の1、この数値的な減額の理由を、条例、要綱とかなくても、例えば他町であるとか、ほかの自治体でこういうことがあって、このぐらいなので、こういう金額といたしますか、減額理由とさせていただきますみたいな説明をしていただくと、私はじめ町民の方々にも非常に理解がしやすいのだと思いますが、その辺説明できればよろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 1問目、私からお答えいたしますが、申し訳ございません、過去のことなものですから、はっきりしたことを今この場で申し上げられませんが、確認してからお答えしたいと思います。申し訳ございません。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 2点目についてお答え申し上げます。

まず、10分の1というところでございます。まず、規程の件でございますけれども、どこの自治体も同じかと思うのですが、町長の処分等については公選制で選ばれているという間上、具体的な規則などはないというところでございます。また、副町長、教育長についてでございますが、こちらは任命権者である町長に一任しているという例が多いと、統計取ったわけではないですが、規程があるというような一部自治体も県内外であるというところに認識してございます。

一方で、今回10分の1というところでございますが、あくまで今のような規程の中でのお話でもあられるのですが、町の一般職員については町の内規で規程がございまして。その中での減給の処分の中で一番重い割合というのが10分の1というところでございます。今般、我々の執行部の襟を正していくと、そういったところの意識が必要という観点から、最も重い割合である10分の1というところが妥当なものではないかと考えたところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 総務課長の答弁の中であって、この平成14年から30年までの期間というのは私、もしかしたら震災、これが23年とかからだったら、こういう状況だから、執行部としても減額していたのかなと思ったりもしていたのですが、14年からというものが何でだったのだろうか、行政改革とかいろいろあるのかなとかいろいろ勝手に思いを巡らしていたのですが、後ほど説明していただけるとありがたいので、よろしくお願いします。

あと、2番目の副町長の答弁の中で、ある程度理解することができ、職員の懲戒の中でも10分の1というのが非常に重い処分であるというような中で、町長ご自身が同等の覚悟と申しますか、その辺で折衷案というのも変でしょうが、覚悟を町民に向けて示したというようなことなのだろうなということ、私も例えば町民から何で減らしたの、これぼっちでいいの、これ感覚的な問題ですから、1か月分、10分の1の1か月間、いや、半年、3か月、いや、全額っていろいろ町民の方にとっては感覚的と申しますか、それが非常に大きい部分もありますので、きちっとしたエビデンスという根拠があって、私らも説明しやすいこととなりますので、ある程度職員の10分の1という説明で理解しました。こういうことは、定例議会にせよ臨時議会にせよ、議案として上がってくること自体がいかかなものかなと思いますので、先ほどの町長説明の中でありましたが、今後の町政執行、襟を正して、目を光らせて、今後職務に当たってほしいとお願いしておきます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 総務課長、ご答弁できますか。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 申し訳ございませんでした。期間ごとに趣旨が違いまして、議員おっしゃった部分は当たっております。平成14年から平成22年までは、当時、当町が財政難に陥っていたものですから、その分で町長自らその意を示すということでの減額、平成23年から平成30年については震災にありまして、町民が疲弊しているということで、我々も身を切るというような趣旨で減額、そして町政を進めるという意思を示したということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋実君） 簡単に聞きますけれども、ほとんどは5番議員と類似するのですが、ここ数年の中で複数回のこういう不祥事、中身はいろいろあると思うのですが、就業中とか行き帰りとか、事件、事故の内容も交通事故とか、まるっきり本人の不祥事とか違反、そういった中で、今回みたくそのたびに減額してきたのかな。私の記憶では、ここ数年の中では今回が初めてなのだけれども、説明の中にもいろいろある中で、今回これも合わせてということなのですが、そうだとすれば町民目線から見ても、仮に60万円、65万円の1割の減額、給料の1か月分、町民の人には理解できないのかなと思って。今まで数年の中でこういう事態でこういう場面で執行部が襟を正したことがあるのであれ

ば、それをお示ししてもらいたいということと、今回の1か月分10分の1が、他町村はどうでもいいのです、ここは富岡町ですから。富岡町の執行部で自信を持ってという言葉が正しいかどうかは別として、執行部4人なら4人で折り目、筋目を立てたと言いつけるのか、その点ご答弁ください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 私が就任してから、こういった不祥事何件かあったと思っております。そのたびに職員に対しては、しっかり法令を遵守する、コンプライアンスを遵守するということとその都度言ってまいりましたが、こういったことをどこかでけじめはつけなければいけないとも考えておりましたので、今回9月と10月という形で続いております。それで、この度のこの議案の提出ということになりました。10分の1が大きい小さいか、また少ないのかと言われると、決して皆さんが納得できるようなことでもないのかもしれませんが、一応先ほど副町長からあったように、10分の1が一番重い内規になっているということですので、その辺でご理解をいただければと思います。本当に誠に申し訳ありませんでした。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 今までの減給の例でございますが、私どもで把握している限り……

〔「8番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） 答弁は、せめて自分が町長になってからの案件であれば、当の本人なのだから、町長から答弁するのが筋。副町長は4月になったばかりでしょう。詳細は分からないでしょう。こんな言い方失礼かも知れないけれども、議案を出しているのは町長名なのだから、内容によっては町長が責任を持って答弁に回る、それが筋だと思いますので。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今ほど高橋議員がおっしゃるとおりだと思っております。その辺も含めて誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことが生じないように、また一層努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） いろいろ議論があろうかと思いますが、こういった不祥事に関しては本来民間であれば、もう即刻首とか、そういうふうになっていくのです。ただ公務員法とかいろいろで規約があって、その中で逆に言うを守られているという、私はそういう感覚で捉えているのです。町長、副町長、教育長が幾ら言っても、やっぱり末端まではなかなか伝わりにくいかなと思うのです。直接の管理監督、係長であり課長がしっかりやっぱり管理監督しないと、なかなかこういう事象は減っていかないという私はそういう思いです。当然町長、副町長もしっかりしてもらわないと困りますけれども、課長、係長、役場職員全員でやっぱりそういう気持ちを一つにしないとなかなか減っていか

ないと思います。また、暮れにも近づいておりますので、酒の問題なんかはやっぱりこういうとき一番多く出る問題だと思いますので、その辺を十分職員全員で心がけて、指導を徹底していただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第63号 工事請負契約の変更について

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、議案第63号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 提案理由の説明を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第63号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、甚吾沢ため池放射性物質対策工事の変更に係る仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、議案第63号 工事請負契約の変更について内容をご説明いたします。

本議案は、本年6月の定例議会でご同意をいただき進めておりました甚吾沢ため池放射性物質対策工事に係る変更契約であり、変更内容は工法の一部変更及び契約金額の増額変更であります。

それでは、議案第63号別紙資料1を御覧いただきたいと思います。本工事請負契約の変更に係る工事請負変更契約書であります。工事の名称は、甚吾沢ため池放射性物質対策工事。工事の場所は、富岡町大字本岡字新夜ノ森地内。請負者は、株式会社高葉建設、代表取締役、高橋大樹であります。

本変更契約書における条項につきましては、第1条に設計図及び仕様書を変更すること、第2条に工事請負代金の額を715万6,600円を新たに増額すること、第3条にそのほかについては原工事請負契約書のとおりとすることを記載しております。

続きまして、議案第63号別紙資料2を御覧いただきたいと思います。ここで資料の訂正を申し上げたいと思います。資料2、契約概要のうち、契約額でございますが、括弧書きで書いてあります「715万6,500円増額」となっているところを「715万6,600円増額」に訂正させていただきます。深くおわび申し上げます。

それでは、説明をさせていただきます。本工事は、ため池に堆積する放射性物質を含む土砂の除去工事であります。ポンプしゅんせつ工法を用いて実施してまいりました。

資料左側、変更理由を御覧いただきたいと思います。これまでポンプしゅんせつ工法により作業を進めておりましたが、施工範囲内の一部において堆積土砂に木の枝や根が多く混入しており、それらがポンプの土砂吸引に支障を及ぼすことから、ため池の水を排出し、土砂等の堆積物をあらわにした上で、その一部を直接掘削する工法に変更するものでございます。

資料中央部に記載の現況写真を御覧いただきたいと思います。現在の施工状況であります。写真左側の下の写真、堆積物状況写真のとおり、土砂に木の枝などが多く含まれており、それらが右下のポンプ吸い込み口の写真のとおり、吸い込み口を閉塞し、しゅんせつ工事に支障を及ぼしている状況でございます。

次に、資料右側、対象範囲（変更）を御覧いただきたいと思います。変更する範囲につきましては、黄色着色部分は当初設計どおりポンプしゅんせつで行い、それ以外の主に外周部分、水色に着手した部分を直接掘削に変更するものでございます。

次に、資料左側、工事数量を御覧いただきたいと思います。変更する数量につきましては、ポンプしゅんせつによる土砂除去は、しゅんせつ面積を約3,500㎡から1,900㎡に減少。発生土処理は、これまでの実績に基づき想定される数量として約400袋から260袋に減少。新たに追加する直接掘削による除去につきましては、約1,600㎡追加となり、発生土処理はポンプしゅんせつと計算方法が異なる土量変化率等が適用されるため、積算基準に基づく計算による数量、約800袋となります。また、ため池の水を排出する水替え工のポンプ排水と濁水処理工を新たに追加するものでございます。

最後に、資料右下、概略工程（予定）を御覧いただきたいと思います。ポンプしゅんせつ範囲分につきましては、現在約8割程度完了してございます。議決後は、残りのポンプしゅんせつ範囲分を完了した後に、ため池の水を排出する作業を年内に行い、年明けから直接掘削を行う予定であります。

以上のとおり、工法の一部変更及びそれに伴う金額の変更となりますが、本工事の目的達成に向け、安全を第一に今後の工事を進めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今回の変更が一部直接掘削工法ということで変更になるわけですが、かなり放射能汚染物質の状況だと直接掘削工法かなり厳しいのかなと思うのです。池ですのでぬかるみ状態だし、足場も悪いし、そういう状況で町が満足できるまで下げることができるのかどうか。この堆積物の写真なんか見ますと、これだけのポンプですから、そうは影響ないような堆積物に見えるのですが、実際この堆積物を全部取り除いたわけではないでしょうから、水を排出してから再度また堆積物を取り除いたりして直接掘削するわけでしょうから、量的にはまだ分からないと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 本工事によって満足できる成果上げられるかというご質問かと思えます。現行ですと、基礎調査の中で30センチまでの土量を取っていけば、それは除去できるということが分かっておりまして、現在ポンプしゅんせつ関係でやっております。しかしながら、その写真を御覧のとおり、土砂等については、その中には木の枝、根が入っている状況でありまして、ロータリーの刃で一生懸命やったとしても、それが支障となっていくというのが現状でございます。十分な環境が整っていない以上、支障となる部分を少しでも排除し、より効果が上がるような対策工事を実施していきたいというのが町の考えでありますので、引き続き直接掘削工法を用いて実施したいと考えてございます。満足を得れるための実施でありますので、その点についてはご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明は分かりました。このしゅんせつ工法だと、本来は水の上からエアを吹いて下の泥を巻き上げて、水の中に巻き上げて、今度水を吸って、汚泥をその中から取るわけですから、あんまり木の枝とかそんなのは関係ないように感じるのですが、影響あるのですか。再度お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど議員おっしゃったとおり、確かに底にある土をかき上げて、

それを吸い上げていくのがこの工法でございます。しかしながら、この写真で御覧いただいたポンプ吸い込み口の写真のロータリーの部分でございますが、もともとこのロータリーというのは土砂をかき上げるための機械でありまして、枝を細かく切っていくような部分ではないということになります。となりますと、その枝が吸い込み口を閉塞してしまうことがありますので、効果がより薄くなってしまふということから、直接掘削工法に切り替えていくと、一部変更していくという内容でございます。効果があるかないかといえば、多少なりとも吸い上げることは可能であります。効率を考えれば、一部水を抜いてあらわにした部分を直接掘削したほうがよりスムーズに円滑に進めると考えたものでございます。

以上であります。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。場所的に山奥にある場所でもないし、市街地、通りの多いところにある池ですので、ぜひ満足するだけの線量低減を期待しておりますので、よろしく願います。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。施工する社員の方々の健康も大事かと思っておりますので、安全第一にこれからも進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） ハード部分ではなくソフト部分で、議案第61、62、63号を併せて、臨時議会の在り方、議案の出し方について質問させていただきます。

工程表、これ見ても分かるように、七百万円増額になったからって工期延長になっているわけでもないよね。しかも、やりづらい工法を今からやろうとしているのですけれども、冬場にかけて、何でこれもっと早く臨時議会の招集、原課から多分総務課に打診して、総務課が事務局に打診していくと思うのですけれども、どの議案も。しかも、今回なんかは本当に、条例で3日とか1週間とかってあるのでしょうかけれども、何でこんなに急に臨時議会開いているのかなという疑問がある。どの課が議案を出してくるのが遅くて急になったのか。工事現場の場合は、本当に年度末かかると補助金の内容によっては繰越しもできないし、そうなったとき、その部分1,000万円になるか1億円になるかは分からないけれども、町が100%持ち出してまでやるようになるわけだから、業者も今週休2日制だ何だって縛りも結構出てきているから、ましてやこれ2年前に設計したやつを今年度で出していると、工事費もかなりギャップが出てきているし、そこら辺考えながらやってくれているのかなという不信感が大変今回はあったもので、あえてここの場で確認させてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、冒頭よりおわび申し上げます。この対策工事でございますが、

期間について臨時議会開催に当たって提出が遅くなってしまったのは原課の責任かと考えております。申し訳ございません。

責任といたしますか、なぜ遅くなったかという点、施工している段階でこの原因が分かり、その後にポンプしゅんせつ法と直接掘削の面積関係の積算関係のものに多少なり時間がかかってしまったという部分がございます。それを踏まえて総務課に議案提出という形で産業振興課から提出するわけでございますが、その時間を要したということは大変おわび申し上げます。今後においてはこのようなことがないようにしっかりと現場サイドと詰めてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） いろんな工事現場で、町単独の職員、原課で一から十まで完了するまで処理できる現場もあれば、県とか県に準じる協会とか組合とか、そういうところのお手伝いを願わなければできない現場もあると思う。この甚吾沢の場合は、町産業振興課のほかに2組織が入っているわけ。あとここで今度金銭的にも手法的にも食い違いが出ると、結果がずるずる、ずるずる先送りになって、増減の案件の場合は議会承認案件であれば承認を受けないと手をかけられない。そういった現場が、今現在動いている現場があれば、ここら辺ピックアップというか、再度確認して、産業振興課に限らず、都市整備課にしても事業を持っている課は、そこら辺は竹原副町長が目を光らせてチェックしてもらえれば大変助かるのですけれども、どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指導ありがとうございます。8番議員がおっしゃるように、現場は今年度から週休2日制が義務化されております。そういうところで大変工程的にもタイトなところで進んでいただいて、町のためにいろんな工事やっただいていただいているところでございます。ですから、我々がなかなか判断できないとき、設計の中で今回の甚吾沢の例からすると、ポンプしゅんせつと直接掘削のところの面積確定に測量を入れたりしなくてはいけないということで、そこでかなり時間を費やしてしまって、その後の工程がタイトなスケジュールになってしまうというところで、そういうところを改めて、この例だけでなくそういうところ各工事あるかと思っておりますので、そのこのところをスムーズに進められるように私のほうでも見ていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本臨時会の日程は終了いたしました。

これにて令和6年第5回富岡町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 （午前 9時52分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 辺 見 珠 美

議 員 平 山 勉